

隋奥會津那摩郡内下利根
 河村猪苗代本知行分事勢塩
 示現寺奉寄進所也早守先
 例可被致申状之状如件
 應永廿九年二月九日 修理大夫（花押）
 修理美因

臺名盛政寄進状

① 陸奥会津那摩郡内下利根

② 河村猪苗代本知行分事勢塩

示現寺奉寄進所也早守先

例可被致申状之状如件

應永廿九年二月九日 修理大夫（花押）
③

註 ① 耶麻郡 ② 現在の塩川町下利根川 ③ 臺名盛政

解説 臺名盛政が、猪苗代氏に伝えられていた下利根川村を示現寺に寄進したものである。『塔寺八幡宮長帳』によると、応永二十七年に猪苗代で戦いがあり、この時、臺名氏が猪苗代氏から下利根河村を没収したものと考えられる。

示現寺領中棟別事
 永代金物所、自然進
 勸進木中、方候不有御
 信用、惣免候、孫不可有
 違変者也仍為後日之状如件
 永正拾年癸酉八月十八日 盛高（花押）
 示現寺当住林溪進覽
 示現寺領中棟別事
 永代令免許候并自然進
 ② 勸進等申方候不可有御
 信用候然者孫不可有
 違変者也仍為後日之状如件
 永正拾年癸酉八月十八日 盛高（花押）
 示現寺当住林溪進覽

臺名盛高棟別免許状

註 ① 棟別銭。家屋の棟別にかけた税 ② 社寺や仏像等の造立のため
に商品の寄付を求めること
解説 臺名盛高が、示現寺領に棟別銭免除の特権を与えたものである。